

第 90・91 回電力・ガス取引監視等委員会の 議事の報告について

(趣旨)

平成 29 年 7 月 5 日から大雨による災害による被害に係る災害救助法の適用地域に係る対応のため、電力・ガス取引監視等委員会運営規程第 2 条第 2 項の規定に基づき、平成 29 年 7 月 6 日（第 90 回）及び 7 月 10 日（第 91 回）にそれぞれの委員会を書面開催した旨報告する。

主なポイント

平成 29 年 7 月 5 日から大雨による災害により被災した福岡県・大分県の市村に対する災害救助法の適用が決定されたことを受け、災害救助法適用市村及び隣接市町村における被災した需要家に対する災害特別措置として、電気事業法に基づき、平成 29 年 7 月 6 日及び 7 月 10 日、当該市村を供給区域とする九州電力株式会社から、以下のとおり経済産業大臣に認可の申請がなされた。

○九州電力（4 件）※

被災した需要家等に対する電気の災害特別措置として、料金の支払い期限の延長や不使用月の料金免除等を実施

当該認可申請を受け、同日、経済産業大臣から委員長に対し意見の求めがあったことから、委員会として当該認可を行うことに異存がない旨を回答した。

※

7 月 6 日付申請に係る対象市町村

災害救助法適用市町村：福岡県朝倉市、朝倉郡東峰村、大分県日田市、中津市

隣接する地域：福岡県うきは市、久留米市、八女市、嘉麻市、豊前市、朝倉郡筑前町、三井郡大刀洗町、田川郡添田町、京都郡みやこ町、築上郡築上町・上毛町、大分県宇佐市、玖珠郡玖珠町、熊本県菊池市、山鹿市、阿蘇市、阿蘇郡小国町・南小国町

7 月 10 日付申請に係る対象市町村

災害救助法適用市町村：福岡県田川郡添田町

隣接する地域：福岡県田川郡川崎町、大任町、赤村